第八十条に次の一項を加える。

3　第一項において準用する会社更生法第百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第二百四十七条第三項において同じ。）を得なければならない。

第八十四条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第百二十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）の」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第百五十八条の五第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

第二百一条中「第二百九十五条第二項」を「第二百九十五条第三項」に改める。

第二百二十四条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百四十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項において準用する会社更生法第百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって更生手続に参加するには、共助実施決定を得なければならない。

第二百五十一条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第二百九十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）の」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百九十六条中「及び第二項」を「、第二項及び第五項」に改める。

第三百三十一条の五第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第七十四条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百八十条第四項中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に、「他の手続の中止命令等」に改め、「相殺の禁止」の下に「、共助対象外国租税債権者の手続参加」を加える。

（民事再生法の一部改正）

第七十五条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第五号に掲げる処分」を、「再生債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

五　再生債権である共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（以下「再生債権に基づく外国租税滞納処分」という。）で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

第二十六条第三項中「手続」の下に「又は同項第五号の規定により中止した処分」を加える。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「強制執行等」の下に「及び再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「の手続」の下に「及び再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加え、同条第四項中「手続」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加える。

第二十九条第一項中「ある再生債権者」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分を行う者（以下この項において「再生債権者等」という。）」を加え、「当該再生債権者」を「当該再生債権者等」に改め、「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「手続」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加える。

第三十九条第一項中「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「若しくは再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「及び」の下に「再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに」を加え、同条第二項中「の続行」を「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の続行」に、「の取消し」を「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消し」に改める。

第八十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって再生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第百十三条第二項において同じ。）を得なければならない。

第八十七条第二項中「及び第九十七条」を「、第九十七条第一号」に改め、「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加える。

第九十七条を次のように改める。

（罰金、科料等の届出）

第九十七条　次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨を裁判所に届け出なければならない。

一　再生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。以下「再生手続開始前の罰金等」という。）

二　共助対象外国租税の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。）

第百十三条第一項中「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加え、同条第二項中「追徴金又は過料の原因」を「請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因（共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定）」に、「追徴金又は過料に」を「届出があった請求権に」に改め、同条第三項及び第四項中「追徴金又は過料の」を削り、同条第五項中「再生手続開始前の罰金等」を「請求権」に改める。

第百二十一条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によってする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

第百二十三条第三項に後段として次のように加える。

開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によってする処分についても、同様とする。

第百五十五条に次の一項を加える。

5　再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

第百七十八条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第百七十九条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第百八十四条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「手続」の下に「又は処分」を加える。